

船橋市博物館資料収集方針（案）

（目的）

第1条 この方針は、船橋市郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館（以下、「博物館」という。）において、船橋市民の教養の向上並びに学術及び文化の発展に寄与することを目的とし、博物館法に規定された事業を推進するために下記により資料収集について必要な事項を定めるものとする。

なお、具体的な方法については、必要に応じて別途定めるものとする。

（基本方針）

第2条 この資料収集方針において、資料とは、博物館の調査研究並びに展示、教育普及活動、市民の閲覧等に供する船橋市域に関連する次の資料をいう。

- （1）考古・歴史・地理に関する資料
- （2）生活・民俗に関する資料
- （3）文化・芸術に関する資料
- （4）教育に関する資料
- （5）産業に関する資料
- （6）自然科学に関する資料
- （7）その他

2 上記第1項の資料について、調査研究を行い、当該資料に関する学術研究の状況、地域における資料の所在状況及び展示上の効果を考慮し、博物館の運営に必要な資料を体系的かつ計画的に収集する。

（収集資料の範囲）

第3条 市内に所在するもののほか、市外に所在する資料も調査の上収集することとし、併せて比較資料、参考資料も収集対象に含むものとする。

2 実物資料（一次資料）のほか、拓本・写真・複製品等の二次資料、映像や音源等の視聴覚資料、電磁的記録（デジタルデータ）も収集することとする。

3 収集の対象とする時代は、地質時代から現代までとする。

（収集方法）

第4条 資料の収集は、購入によるもののほか、船橋市役所の他部署からの移管、個人又は団体からの寄贈、寄託等により行うものとする。

2 博物館は、収集した資料の寄贈者等に対し、以後の資料の取扱いについて書面にて知らせるものとする。

3 資料の寄贈又は寄託等の依頼があり、どちらの館が収集するか自明でない場合は、両館が協議の上、郷土資料館長が決定する。また、必要に応じて他の博物館等や船橋市役所の他部署と協議する。

(資料収集基準)

第5条 資料収集基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 来歴の明らかな資料を収集することを原則とする。ただし、資料の性質により、収集する必要性が認められる場合は、その限りではない。
- (2) 職員の思想的・宗教的・政治的志向、関心・嗜好による取捨選択を行わない。
- (3) 資料の有する個人情報等の取扱いに留意する。
- (4) 実物資料の収集が困難な場合は、複製及び模型又は画像・映像等のデジタルデータを作成する(以下「複製等資料」という。)。複製等資料については、学術的な内容を踏まえたものを収集又は作成する。また、著作権法等、法令に規定する権利を侵害することのないように留意するとともに、必要な措置を講じることとする。

(収集資料の選定)

第6条 収集資料の選定は、担当職員により資料の内容及び性格等について調査の上、各館の職員による合議を経て、それぞれの博物館の館長が決定する。

2 収集対象とするか否かの判断が困難な場合は、有識者(別記1)に意見を求めるものとする。

別記1 船橋市博物館協議会委員、船橋市文化財審議委員等による。

(資料の保存管理)

第7条 収集した資料についての収集の経緯や状態等の記録を迅速に作成し、良好な状態で後世に伝えるための対策を講じる。

- (1) 収集した資料は、博物館の収蔵資料として台帳へ登録し、適宜、保存状態の記録管理を行う。その上で、必要に応じて保存措置及び修復等の計画を策定する。
- (2) 収集した資料を安全かつ良好な状態で保管するために、収蔵施設や設備を整備し、保存環境の管理を行う。併せて展示室等も含めた施設の環境調査を継続的に実施する。

付則

この方針は、令和3年11月〇日から施行する。